原子力災害対策関係府省会議の開催について

平成 28 年 4 月 19 日内閣総理大臣決裁

- 1 原子力災害対策の充実について、自治体や関係行政機関相互間の緊密な連携・協力を確保し、政府一体となって対応するため、原子力災害対策関係府 省会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の構成員は、次のとおりとする。議長は、その議題の内容に応じて、 自治体始めその他の関係者の出席を依頼することができる。

また、原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁がオブザーバーとして参加し、専門的・技術的観点から助言を行うこととする。

議長内閣官房副長官(事務)

構成員 内閣総理大臣補佐官(政策企画担当)

議長の指名する内閣官房参与

内閣官房危機管理審議官

内閣府政策統括官(防災担当)

内閣府政策統括官(原子力防災担当)

警察庁警備局長

消防庁次長

文部科学省研究開発局長

厚生労働省労働基準局長

資源エネルギー庁長官

国土交通省危機管理・運輸安全政策審議官

海上保安庁海上保安監

防衛省統合幕僚監部総括官

オブザーバー原子力規制庁長官

- 3 会議の庶務は、内閣府において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他の必要な事項は、議長が定める。